

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成十九年十二月十九日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中貸金業の規制等に関する法律施行令附則第三条の改正規定（同条第二項中「第一条第五号」を「第一条の二第四号」に改める部分を除く。）及び附則第三十一条の規定（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令（平成十七年政令第百七十一号）本則第八号の改正規定中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第十一条第二項第二号」を「第十一条第二項第一号（広告に係る部分に限る。）又は第二号」に改める部分を除く。）の公布の日

- 二 第一条中貸金業の規制等に関する法律施行令第一条第二号イの改正規定及び附則第二十条の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日（平成二十年十二

月一日)

三 第二条及び附則第三十三條の規定 改正法附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

四 第三条及び附則第十三條から第十九條までの規定 改正法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(以下「第四号施行日」という。)

(改正法第二条の規定による貸金業の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二条 施行日において現に改正法第二条の規定による改正前の貸金業の規制等に関する法律(以下「旧貸

金業規制法」という。)第三条第一項の登録を受けている者についての改正法第二条の規定による改正後

の貸金業法(以下「新貸金業法」という。)第五条第一項の規定による登録及び新貸金業法第八条第一項

の規定による変更の届出のうち、新貸金業法第四条第一項第二号から第四号までに掲げる事項に係るもの

については、新貸金業法第三条第二項の規定による登録の更新を受けるまでの間は、なお従前の例による。

第三条 新貸金業法第十二條の七及び第十六條の三の規定は、施行日において現に貸付けの契約の相手方の

死亡によって保険金額の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に

貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた貸金業者、施行日以後に新貸金業法第二十四條の二第二項に

規定する保証等に係る求償権等を取得する貸金業者、施行日以後に新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等を取得する貸金業者、施行日以後に新貸金業法第二十四条の四第二項に規定する保証等に係る求償権等を譲り受ける貸金業者又は施行日以後に新貸金業法第二十四条の五第二項に規定する受託弁済に係る求償権等を譲り受ける貸金業者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。

第四条 貸金業者が施行日前に締結した極度方式基本契約又は極度方式保証契約に相当する契約について、当該貸金業者が当該契約の相手方に対し、次に掲げる事項を通知した場合において、当該相手方が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べなかつたときは、新貸金業法第十七条第六項に規定する承諾があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

一 新貸金業法第十七条第六項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨

二 新貸金業法第十七条第六項の規定により同条第一項又は第四項の規定による書面の交付に代えて同条

第六項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

2 前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

第五条 貸金業者が施行日前に締結した極度方式基本契約又は極度方式保証契約に相当する契約について、当該貸金業者が当該契約の相手方その他の当該契約に基づく債権の全部又は一部について弁済をする者に對し、次に掲げる事項を通知した場合において、当該弁済をする者が第三号に規定する一定の期間内に第一号及び第二号に掲げる事項について異議を述べなかつたときは、新貸金業法第十八条第三項に規定する承諾があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

一 新貸金業法第十八条第三項に規定する内閣府令で定める書面を交付する旨

二 新貸金業法第十八条第三項の規定により同条第一項の規定による書面の交付に代えて同条第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付する旨

三 前二号に掲げる事項について異議があるときは、一定の期間内に異議を述べるべき旨

2 前項第三号の期間は、一月を下つてはならない。

第六条 改正法附則第四条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条第二項において準用する新貸金業法

第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金額の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該債権に係る貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。

第七条 改正法附則第五条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条の二第二項において準用する新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金額の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に同項に規定する保証等に係る求償権等を取得する者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。

第八条 改正法附則第六条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条の三第二項において準用する新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金額の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に同項に規定す

る受託弁済に係る求償権等を取得する者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。

第九条 改正法附則第七条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条の四第二項において準用する新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金額の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に同項に規定する保証等に係る求償権等を譲り受ける者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。

第十条 改正法附則第八条の規定にかかわらず、新貸金業法第二十四条の五第二項において準用する新貸金業法第十二条の七及び第十六条の三の規定は、施行日において現に新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金額の支払を受けることとなる保険契約が締結されている場合において、施行日以後に新貸金業法第二十四条の五第二項に規定す

る受託弁済に係る求償権等を譲り受ける者が当該保険契約の条件と同等の条件で当該保証等に係る求償権等に係る貸付けの契約の相手方の死亡によって保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結するときは、適用しない。

第十一条 施行日において現に旧貸金業規制法第三条第一項の登録を受けている者についての新貸金業法第二十四条の六の六第一項第二号の規定の適用については、同号中「当該登録を受けた日」とあるのは「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日」と、「引き続き」とあるのは「同日以後において引き続き」とする。

第十二条 新貸金業法第二十四条の六の九の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る同条の事業報告書について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る旧貸金業規制法第四十一条の二の事業報告書については、なお従前の例による。

（改正法第四条の規定による貸金業法の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 改正法第四条の規定による改正後の貸金業法（以下「第四号新貸金業法」という。）第十二条の八第四項の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約の利息について適用する。

第十四条 改正法附則第二十条第二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条第二項において準用する第四号新貸金業法第二十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に基づく債権について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に基づく債権については、なお従前の例による。

2 貸金業者が前項の規定によりなお従前の例によることとされる債権を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二条まで」とあるのは「第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」と、「この項」とあるのは「この項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる債権を譲り受けた者が当該債権を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条第二項において準用する同条第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二条まで」とあるのは「第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」と、「この項」とあるのは「この項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（



平成十八年法律第百十五号) 第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。

第十五条 改正法附則第二十一条第二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条の二第二項において準用する第四号新貸金業法第二十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係る第四号新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る改正法第三条の規定による改正後の貸金業法(以下「第三号新貸金業法」という。)第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等については、なお従前の例による。

2 貸金業者が前項の規定によりなお従前の例によることとされる保証等に係る求償権等に係る貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二条まで」とあるのは、「第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」と、「第二十四条の六の十」とあるのは「第二十四条の六の十並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十五号)第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。

第十六条 改正法附則第二十二条第二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条の三第二項において準用する第四号新貸金業法第二十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係る第四号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る第三号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等については、なお従前の例による。

2 貸金業者が前項の規定によりなお従前の例によることとされる受託弁済に係る求償権等に係る貸付けに係る契約に基づく債務の弁済を委託しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の三第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二条まで」とあるのは、「第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」と、「第二十四条の六の十」とあるのは「第二十四条の六の十並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。

第十七条 改正法附則第二十三条第二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条の四第二項において準用する第四号新貸金業法第二十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係

る第四号新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る第三号新貸金業法第二十四条の二第二項に規定する保証等に係る求償権等については、なお従前の例による。

2 保証業者が前項の規定によりなお従前の例によることとされる保証等に係る求償権等を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の四第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二條まで」とあるのは「第十九條、第十九條の二、第二十条の二から第二十二條まで」と、「この項」とあるのは「この項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる保証等に係る求償権等を譲り受けた者が当該保証等に係る求償権等を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の四第二項において準用する同条第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二條まで」とあるのは「第十九條、第十九條の二、第二十条の二から第二十二條まで」と、「この項」とあるのは「この項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）第四条の規定による改正前の貸金業

法第二十条」とする。

第十八条 改正法附則第二十四条第二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条の五第二項において準用する第四号新貸金業法第二十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係る第四号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等について適用し、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る第三号新貸金業法第二十四条の三第二項に規定する受託弁済に係る求償権等については、なお従前の例による。

2 受託弁済者が前項の規定によりなお従前の例によることとされる受託弁済に係る求償権等を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の五第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二条まで」とあるのは、「第十九条、第十九条の二、第二十条の二から第二十二条まで」と、「この項」とあるのは「この項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）第四条の規定による改正前の貸金業法第二十条」とする。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が当該受託弁済に係る求償権等を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の五第二項において

準用する同条第一項の規定の適用については、同項中「から第二十二條まで」とあるのは「、第十九條、第十九條の二、第二十條の二から第二十二條まで」と、「この項」とあるのは「この項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）第四條の規定による改正前の貸金業法第二十條」とする。

第十九條 第四号新貸金業法第二十四條の六の規定は、第四号施行日以後に貸金業を営む者（貸金業者を除く。以下この条において同じ。）が貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡した場合、貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があった場合、貸金業を営む者が保証業者と保証契約を締結した場合、保証業者が第四号新貸金業法第二十四條の六に規定する保証等に係る求償権等を取得した場合、貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託した場合、受託弁済者が同条に規定する受託弁済に係る求償権等を取付した場合、保証業者が同条に規定する保証等に係る求償権等を譲渡した場合、同条に規定する保証等に係る求償権等の譲渡があった場合、受託弁済者が同条に規定する受託弁済に係る求償権等を譲渡した場合又は同条に規定する受託弁済に係る求償権等の譲渡があった場合について適用し、第四号施行日前に貸金業を営む者が貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡した場合、貸金業を営む者の貸付けに

係る契約に基づく債権の譲渡があった場合、貸金業を営む者が保証業者と保証契約を締結した場合、保証業者が第三号新貸金業法第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等を取得した場合、貸金業を営む者が貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託した場合、受託弁済者が同条に規定する受託弁済に係る求償権等を取扱った場合、保証業者が同条に規定する保証等に係る求償権等を譲渡した場合、同条に規定する保証等に係る求償権等の譲渡があった場合、受託弁済者が同条に規定する受託弁済に係る求償権等を譲渡した場合又は同条に規定する受託弁済に係る求償権等の譲渡があった場合については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、第四号施行日前に貸金業を営む者と保証契約を締結した保証業者が第四号施行日以後に当該保証契約に係る第四号新貸金業法第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等を取扱った場合又は第四号施行日前に貸金業を営む者から貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託された者が第四号施行日以後に当該債務に係る同条に規定する受託弁済に係る求償権等を取扱った場合については、なお従前の例による。

3 前二項の規定にかかわらず、第四号新貸金業法第二十四条の六において準用する第四号新貸金業法第二

十条の規定は、第四号施行日以後に締結された貸金業を営む者の貸付けに係る契約に基づく債権の譲渡があつた場合、保証業者が第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係る第四号新貸金業法第二十条の六に規定する保証等に係る求償権等を取得した場合、受託弁済者が第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係る同条に規定する受託弁済に係る求償権等を取得した場合、第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係る同条に規定する保証等に係る求償権等の譲渡があつた場合又は第四号施行日以後に締結された貸付けに係る契約に係る同条に規定する受託弁済に係る求償権等の譲渡があつた場合については、なお従前の例による。

4 貸金業を営む者が第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に基づく債権を譲渡しようとする場合、保証業者が第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る第三号新貸金業法第二十四条の六に規定する保証等に係る求償権等を譲渡しようとする場合若しくは受託弁済者が第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る同条に規定する受託弁済に係る求償権等を譲渡しようとする場合又は第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に基づく債権を譲り受けた者が当該債権を譲渡しようとする場合、第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る同条に規定する保証等に係る求償権等を譲り受けた者が当該保証等に係る求償権等を譲渡しようとする場合若しくは第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約に係る同条に規定する受託弁済に係る求償権等を譲り受けた者が当該受託弁済に係る求償権等を譲渡しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の六において読み替えて準用する第四号新貸金業法第二十四条第一項、第二十四条の四第一項及び第二十四条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びにこの項」とあるのは、「第二十条の二、第二十一条及びこの項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）第四条の規定による改正前の貸金業法第二十四条の六において読み替えて準用する同法



第二十条第一項から第三項まで」とする。

5 貸金業を営む者が第四号施行日前に締結された貸付けに係る契約について保証業者と保証契約を締結しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の六において読み替えて準用する第四号新貸金業法第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びに第二十四条の四第一項」とあるのは、「第二十条の二、第二十一条及び第二十四条の四第一項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）第四条の規定による改正前の貸金業法第二十四条の六において読み替えて準用する同法第二十条第一項から第三項まで」とする。

6 貸金業を営む者が第四号施行日前に締結された貸付けの契約に基づく債務の弁済を委託しようとする場合における第四号新貸金業法第二十四条の六において読み替えて準用する第四号新貸金業法第二十四条の三第一項の規定の適用については、同項中「第二十条第一項及び第二項、第二十条の二、第二十一条並びに第二十四条の五第一項」とあるのは、「第二十条の二、第二十一条及び第二十四条の五第一項並びに貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）第四条の規定による改

正前の貸金業法第二十四条の六において読み替えて準用する同法第二十条第一項から第三項まで」とする。

(第一条の規定による貸金業の規制等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十条 第一条の規定による改正後の貸金業法施行令第一条の二第二号イに規定する公益社団法人及び公益財団法人には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第一項に規定する特例社団法人又は特例財団法人を含むものとする。

(中小企業等協同組合法施行令等の一部改正)

第二十一条 次に掲げる政令の規定中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改める。

- 一 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第三十三条第一項第一号
- 二 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第八条から第十二条までに規定する厚生労働大臣の権限の一部の委任等に関する政令(平成四年政令第二百九十号)第二条第一項第一号
- 三 地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成十二年政令第十六号)本則の表百四の二の項
- 四 確定拠出年金法施行令(平成十三年政令第二百四十八号)第五十八条第一項第十五号

- 五 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令（平成十四年政令第二百六十一号）第二条第十一号及び第十二号並びに第十五条第三項
  - 六 信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）第四条第十一号
  - 七 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）第二百七十四号
  - 八 消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第四百七号）第一条第二十四号
- （厚生年金基金令等の一部改正）
- 第二十二條 次に掲げる政令の規定中「貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第三号」を「貸金業法施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条の二第三号」に改める。
- 一 厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第三十九条の六第一号
  - 二 日本銀行法施行令（平成九年政令第三百八十五号）第十条第一項第四号
  - 三 金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律施行令（平成十年政令第三百七十一号）第六号

四 確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）第四十三条第一号

五 年金積立金管理運用独立行政法人法施行令（平成十六年政令第三百六十六号）第四条第二項

（住宅融資保険法施行令の一部改正）

第二十三条 住宅融資保険法施行令（昭和三十年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、貸金業の規制等に関する法律」を「、貸金業法」に改め、「及び貸金業の規制等に関する

法律施行令（昭和五十八年政令第八十一号）第一条第四号に掲げる者である法人」を削る。

（租税特別措置法施行令の一部改正）

第二十四条 租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第六項中「、貸金業の規制等に関する法律」を「、貸金業法」に改め、「法人（」の下に「

貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十九年政令第 号）第一条の規定に

よる改正前の」を加える。

第二十六条の三第六項中「、貸金業の規制等に関する法律」を「、貸金業法」に改め、「（貸金業の規制等に関する法律施行令第一条第四号に掲げる者に該当する法人を含む。」を削る。

(組合等登記令の一部改正)

第二十五条 組合等登記令（昭和三十九年政令第二十九号）の一部を次のように改正する。

別表一 中医療法人の項の次に次のように加える。

貸金業協会	貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）	資産の総額
-------	---------------------	-------

(債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部改正)

第二十六条 債権管理回収業に関する特別措置法施行令（平成十一年政令第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条第十五号を削る。

(債権管理回収業に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第二十七条 この政令の施行前に前条の規定による改正前の債権管理回収業に関する特別措置法施行令第一

条第十五号に掲げる者が有していた貸付債権の管理及び回収を行う営業については、なお従前の例による。

(金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令の一部改正)

第二十八条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行令（平成十一年政令第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に改め、同条第二号中「貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号から第五号まで」を「貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号及び第四号」に改める。

（疑わしい取引の届出に関する政令の一部改正）

第二十九条 疑わしい取引の届出に関する政令（平成十一年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号。以下「貸金業規制法」という。）」を「貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）」に、「貸金業の規制等に関する法律施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条第三号に掲げる者、同条第四号に掲げる者（次条において「住宅金融会社」という。）」を「貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者」に改める。

第二条第一号中「第十八号」を「第十七号」に改め、同条第十二号中「貸金業規制法」を「貸金業法」に改め、同条中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第四条第四号中「貸金業規制法」を「貸金業法」に改める。

(行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正)

第三十条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令(平成十五年政令第二十七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「沖縄振興開発金融公庫」の下に「、貸金業協会」を加える。

(携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令の一部改正)

第三十一条 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律第八条第一項第二号の罪を定める政令の一部を次のように改正する。

本則第六号中「第五条第二項」の下に「(同項に規定する割合を超える割合による利息の受領に係る部

分を除く。)」を加え、「同条第二項」を「同項」に、「支払の要求」を「受領」に、「に限る」を「を除く」に改め、本則第八号中「貸金業の規制等に関する法律」を「貸金業法」に、「第四十九条第二号」を「第四十七条の三第二号」に、「第十一条第二項第二号」を「第十一条第二項第一号(広告に係る部分に限る。)」又は第二号」に改める。

(金融庁組織令の一部改正)

第三十二条 金融庁組織令(平成十年政令第三百九十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第三号リ及び第四条第一項第一号ツ中「全国貸金業協会連合会」を「貸金業協会」に改める。

第十一条第一項第十八号中「貸金業の規制等に関する法律施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条第三号から第五号まで」を「貸金業法施行令(昭和五十八年政令第百八十一号)第一条の二第三号及び第四号」に改める。

第十九条第一項第六号ホ中「貸金業を営む者」の下に「及び貸金業協会」を加え、同項第十二号中「住宅金融会社等(貸金業の規制等に関する法律施行令第一条第四号及び第五号に掲げる者をいう。)」を「商品取引所の会員等のみに対する貸付けの業務を行う者(貸金業法施行令第一条の二第四号に掲げる者を



いう。)」に改める。

第二十条第一項第二号中「貸金業の規制等に関する法律施行令第一条第三号」を「貸金業法施行令第一条の二第三号」に改める。

第三十三条 金融庁組織令の一部を次のように改正する。

第三条第三号リ及び第四条第一項第一号ツ中「及び貸金業協会」を「貸金業協会、登録講習機関、指定信用情報機関及び指定試験機関」に改める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十四条 この政令の施行前にした行為及びこの政令の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの政令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。